

総合特別区域の進捗に係る事後評価 [グリーン・イノベーション分野]

平成28年度

次世代エネルギー・モビリティ創造特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.3+4.3)/2=4.3$

4.3

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	再生可能エネルギー(太陽光、小水力等)の地産地消率の向上	248%	5
2	モビリティの活用によるCO2の削減(運輸部門)	60%	3
3	市域経済の成長	283%	5
4	市民満足度の向上	98%	4

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 2 + 4 \times 1 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 4 = 4.3$

4.3

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。

(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.3

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(3.5+4.0+3.8)/3=3.8$

3.8

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置

(事項)

- HEMSを介したスマートフォンによる遠隔操作

(概要)

- HEMS(ホームエネルギー・マネジメントシステム)は、電気用品安全法規制対象外のため、HEMSを介したスマートフォンによるエアコンのオン・オフの遠隔操作も、現行法令等で対応可能であり、車両の充放電の遠隔操作についても、電気事業法上、特にこれを制限する規定はなく、現行法令で対応可能であることが明らかになった。

(規制所管府省(経済産業省)の評価(参考意見))

- 特になし

専門家による評価の平均値

3.5

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.0

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.8

正
準
： 平成28年3月末までに計画が認定された地区／準
： 平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

III 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.3

- ・特区の取り組みに対する包括的な評価指標を設定しており、かつほとんどの指標において目標値を上回るなど、エネルギー・交通分野に関しての取組みが進捗しており、新計画初年度として順調なスタートである。
- ・サスティナブルプラントについては、全国的な工場のエネルギー・マネジメントの進展を踏まえ、より高度な内容のもの整備にも力を入れてはどうか。
- ・次世代自動車の普及については、次世代自動車の価値のPRや車両の購入補助だけでなく、充電設備などのインフラ整備をさらに着実に進めるなど、地域のこれまでの優位性を生かした独自の先導的な取り組みを期待したい。
- ・経済活性化、市民の満足度については中間指標等の検討も期待される。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.3

総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(4.3 + 3.8 + 4.3 \times 2) / 4 = 4.2$

4.2

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。